

議案第52号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第24条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第31条の2に規定する退職手当等に限る。以下この条において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加える。

第52条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第52条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、第1項ただし書の場合においても、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し、同項各号に掲げる事項の申告を求めることができる。

第54条中「第73条の18第3項の規定によつて」を「第73条の18第4項の規定により」に、「においては」を「には」に、「損かい」を「損壊」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第55条第2項後段を削る。

附則第5条の6の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同条第3項中「ときは、」を「場合における」に改める。

附則第18条の2第2項中「第9項まで」を「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」に改める。

附則第22条第1項を削り、同条第2項中「附則第5条の6の2第1項及び第3項並びに」を「附則第5条の6の2第3項及び」に、「附則第5条の6の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第18条の2第3項中「令和3年」とあるのは」を「これらの規定中「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例(令和3年鹿児島県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第28条の3の改正規定中「第28条の3中」の次に「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え,)を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条(次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。)及び第2条の規定並びに次条第1項から第5項までの規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中鹿児島県税条例第52条、第54条及び第55条第2項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和5年4月1日
- (3) 第1条中鹿児島県税条例第24条の2の改正規定及び次条第6項の規定 令和6年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例(以下「新条例」という。)第28条の3の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第28条の3に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の鹿児島県税条例(第4項において「旧条例」という。)第28条の3に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の6の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)第11条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。第5項において「新租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(第4項及び第5項において「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第4項及び第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第18条の2第2項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。第5項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第5項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び第5項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第5項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 4 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第22条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第5条の6の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第22条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 6 新条例第24条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 新条例第52条及び第55条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

